

播磨国矢野莊における講の意義

——大僻宮と一三日講をめぐつて——

櫻井彦

はじめに

播磨国矢野莊の研究は、「東寺百合文書」の存在に助けられて様々な角度から行なわれている。⁽¹⁾ 中でも寺田法念を中心とした悪党の研究は、⁽²⁾ 重厚な悪党研究の中にあってなお、格別な位置を占めているといつてよい。寺田悪党に関する研究視角は、法念を中心とした悪党集団の構成に焦点をあてたもの、莊園領主東寺の支配と在地領主寺田氏の支配との矛盾を追求したもの、など誠に多岐にわたっている。こうした研究が悪党研究全体をリードしてきたわけであるが、それは一方で、悪党発生の契機や闘争内容、結合要素などの点に目を奪わがちになる、という悪党研究全体の傾向を生み出したともいえる。そこで本稿では、寺田悪党と直接鬭った矢野莊々民の信仰に特に注目し、寺田悪党研究の新たな視角を提示したい。

こうした彼らがとった行動の中で、特に注目したいのは「自坂越庄地頭泰繼宿所打越而」乱入した点である。坂越莊は、矢野莊の南西に接する近衛家領莊園であり、秦河勝が漂着したという伝承が残る坂越浦には、今でも大僻宮（大避神社）⁽⁵⁾が鎮座する。この坂越莊を、法念らが行動の起点とした理由はどこにあつたのか。ここに注目した時、坂越浦に鎮座する大僻宮は見逃せない。大僻宮は矢野莊内にも存在し、応安二年

本論に入る前に、寺田悪党の行動を概観しておく。正和四年（一一三一五）七月、矢野莊別名の矢野清俊の住宅を襲撃した寺田法念⁽³⁾らは、四ヶ月後の同年一月に再び乱入事件をおこした。この時「都鄙名譽惡党、違勅惡行重科人」と呼ばれた法念は、「率數百人惡党等、打入別名方」⁽⁴⁾たのである。彼らの行動は「焼払政所以下數十宇民屋、致刃傷、奪取數百石御年貢等、構城壇、籠置當國他國惡党等、致種々惡行」というものであり、その構成は、法念の親属・家人をはじめ、近隣地頭らをも含む実に幅広いものだった。

(一三六九)には、ここで行なわれていた「一三日講」において打擲事件が発生している。矢野荘の莊民にとって、講の場となっていた大僻宮とはどのような存在であったのか。まずこの点を手がかりとして考察をはじめたい。

一、矢野荘の鎮守

大僻宮は矢野荘の鎮守としてしばしば史料に表われるが、他に岩蔵(石藏)・五社の二社も鎮守とされている。この三社のうち岩蔵・大僻の二社は現存するが、「五社大明神」の所在地は確定できない。しかしこの三社が、鎮守として当時の在地社会に大きな影響力を持っていたことは疑いない。莊内における大僻宮の存在位置を確認するためには、他の二鎮守の検討も必要であろう。そこで本節では、便宜上史料に登場する順に各社を検討する。

岩蔵社が鎮守と表記された最初の史料は、次の史料である。⁽⁷⁾

〔端裏書〕
〔彦次郎延家 貞次名事 永和元八十八〕

在判

下 矢野庄例名政所

可早引募貞次名、当庄鎮守石藏大明神修理田壱段事、

右件修理田、雖引募末清名、無修造、送年月、甚以非公平、於自今以後者、引募貞次名、儘可有修功也、且殊依御願、為令致修理沙汰、一

門仰付也、仍以此旨、可被加下知之状、如件、以下、

嘉禎四年閏二月 日

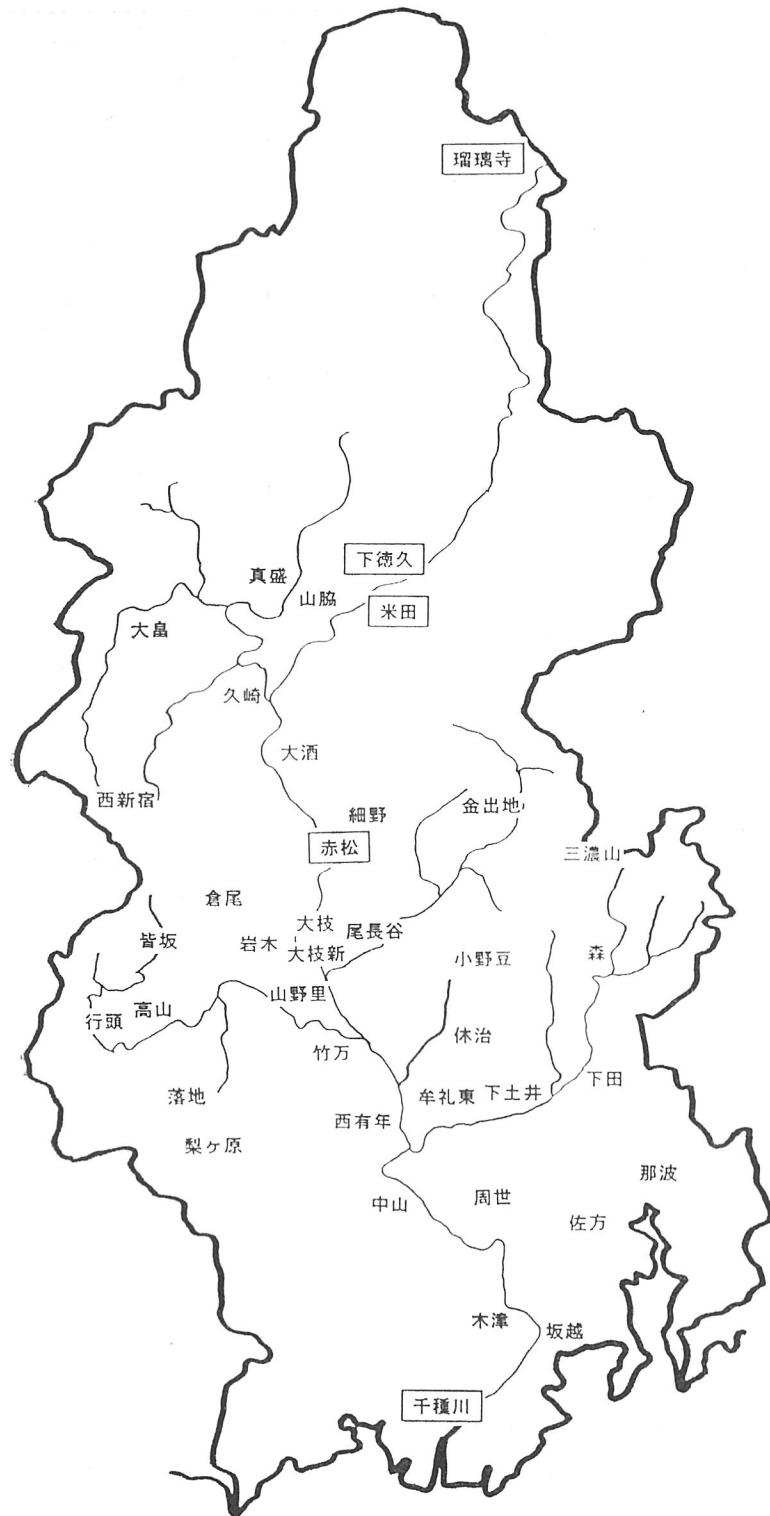
左馬允惟定在判
散位中原朝臣在判

この、未清名に代わって貞次名が「石藏大明神修理田」となったことは、正安元年(一二一九九)一一月五日付の「例名実檢取帳案」などによつても裏付けられる。「實檢取帳案」は、領家藤原氏と地頭海老名氏との間で行なわれた下地中分の資料とするため、莊内の田畠を検査し記録したものである。そこには、田畠の面積はもちろん、作人なども記入されており、神免田の注記もまた記入されている。その中から特に、岩蔵・大僻両社の神田・講田などを摘出し、一覽表にしたものが次頁の表一である。

本表中の岩蔵社関連の免田に注目すれば、貞次名をはじめとして一条に集中していることがわかる。これは、当社の所在地が一条であったことに対応するものと考えられ、全莊的な広がりを見せる大僻宮の免田とは対照的である。この免田の地域性は、岩蔵社の信仰圏を表わしていると考えるべきだろう。⁽¹⁰⁾ 例えば、前掲の史料を参考にすると、「一門仰付也」とある「一門」は、他の関連史料から小林氏を指すものと見てよい。この史料は、小林一族の貞次名をめぐる一連の相論文書の中の一通なのである。そして相論の過程の中で貞次名は「他姓人」「他人」には譲つてはならない、とされるほどに小林氏にとって重要な名田とされていいる。⁽¹¹⁾ また、一条に隣接する二条には「小林」という地が存在し、小林氏

表1

条一坪	名	正安元年 例名実検取帳案		正安元年 地頭方下地中分々帳案	
		名田名称	反・代	名田名称	反・代
1—7	常得	講田	1	講田	1
1—9	常得	岩蔵神田	30		
1—9	平次郎	一一月田, 三月田, 正月御 戸ヒラキ田	3・30		
1—9	延時			岩蔵神田	4
1—15	重藤	和田岩蔵二月マツリ	1・30	岩蔵神田	1・30
1—20	西善 楽藏	神田五月田	1・40	岩蔵五月田	2・40
1—23	重藤	岩蔵二月田	25	岩蔵神田	25
1—25	重藤	岩蔵二月神田	1	岩蔵二月田	1
1—26	貞次	岩蔵修理田	1	岩蔵修理田	1
1—新	常得	岩蔵正月御カクラ田	1	岩蔵二月田	1
1—新	貞次	霜田小大僻修理田	45		
1—畠	常得	岩蔵しゃ	2		
(ワタ)	重藤	岩蔵神田(二月マツリ)	1		
(ワタ)	国元			岩蔵講田	1
2—14	金力	講田	1	講田	1
2—22	増得 楽藏	講田	1		
3—20	真貞	神田	新田 1	神田	新田 1
3—24	藤二郎	講田	40	講田	40
3—新		大僻神田	3		
(黒沢)	菅三郎	大僻神田	5	大僻神田	5
(黒沢)	菅三郎	大僻神畠	10	大僻神田	10
4—15	国岡	神田	1	神田	1
4—23	武貞	神田	1	神田	1
4—26	行政 新三郎	小大僻修理田	1	小大僻修理田	1
4—26	友房	神田	1・5	神田	1・5
4—28	国貞	神田	30	神田	30
4—32	行成 新三郎			(霜田) 神田	1
5—6	貞弘	神田	1	神田	1
5—13	秋次	講田	1	講田	1
6—22	貞光	田井小大僻西神田	1		
6—23	是貞	神田	25		
6—23	国延	神田	25		
6—32	重藤	神田	1・30		
6—新	安枝 秋道	神田	10	神田	10
6—新	重藤	神田	1		
7—6	重藤 西貞光	神田	30		
9—15	重藤	講田	2		
12—12	正万	講田	1	講田	1
13—31	預所佃	御戸開田	2・5	御戸開田	2・5
16—34	是藤	神田	2・10		
17—8	重藤 覚円	神田	1		
17—11	重藤	神田	1		
(中ハサミ)	重藤			神田	1・45



の本拠地もまた、この周辺にあったことを示しているといえよう。小林氏にとって岩蔵社は、自己の名田を修理田に充てるほどに重要な存在であり、この地域における当社の存在の重大性が推測されるのである。

このように、地域的信仰の対象であった岩蔵社に対して、大僻宮の免田の広がりは「莊の鎮守」というにふさわしい。また、大僻宮に関する最も重要な特徴は、赤穂郡を中心とした広い範囲に分布・鎮座していることであろう。その様子を略図にして前頁に示した。⁽¹²⁾

さて、大僻宮について考察するにあたって、祭神である秦河勝にも言及する必要がある。また、秦河勝に代表される秦氏については、渡来人の中でも特に有力な氏族として早くから研究の対象となってきた。⁽¹³⁾ そしてその成果として、きわめて多様な技術を持った一族であったことが明らかになっている。彼らがその先進技術を播磨国にも伝えたであろうことは、西有年や下土井の大僻宮の由緒に、秦氏による養蚕技術の伝播の伝承が残されていることからもうかがえるのである。⁽¹⁴⁾ 秦氏は養蚕技術以外にも様々な技術を持っていたと思われるが、ここでは特に彼らの治水技術に注目したい。『政治要略』には、次のような二点の史料が引用されている。⁽¹⁵⁾

(一) 集解古記云、先役用水之家、謂不堪修理者、差発人夫修治、以近及遠、仮令葛野川堰之類、是以用水之家不合堪修治也、

(二) 秦氏本系帳云、造葛野大堰、於天下誰有比検、是秦氏率催種類所構之、昔秦昭王、塞堰洪河通溝澗、開田万頃、秦富數倍、所謂鄭伯

之沃衣食之源者也、今大井堰様、則習彼所造、
(一)の史料に表われる「葛野川堰」と、(二)の「葛野大堰」は同一の堰であり、秦氏が一族をあげて構築した葛野川（現、桂川）の堰は、その周辺住民の力だけでは修復できないほどに巨大なものであった。そしてこの大堰の建造は、葛野川流域の開発を促進させ、秦氏定着の基礎を作り上げたのである。

河勝は、こうした技術者集団の一員だったのである。『風姿花伝』⁽¹⁶⁾ は、その河勝が播磨国に渡ったと伝えている。

彼河勝、欽明・敏達・用明・崇峻・推古・上宮太子に仕へ奉る。此芸をば子孫に伝へ、化人跡を留めぬによりて、攝津國難波の浦より、うつほ舟に乗りて、風に任せて西海に出づ。播磨の国坂越の浦に着く。浦人舟を上げて見れば、形人間に変れり。諸人に憑き崇りて、奇瑞をなす。則、神と崇めて、國豊也。

しかし、この話を裏付ける記録や史料は他に見られない。唯一の徵証である『風姿花伝』が、一五世紀初頭に成立した能楽の理論書であり、史料的信憑性が低いことから、現在のところ河勝の播磨国渡來說は実証不可能であるといわねばならない。しかしながら、赤穂郡を中心にして河勝を祭神とする大僻宮が広く分布していることは事実であり、この広まりは「大僻信仰」と称してよいほどである。また、秦氏の象徴と考えられている「天日槍」^(アメノヒヨロ) の伝承も、播磨国西部に多く残されている。河勝の播磨国渡來說が事実か否かはともかく、秦氏と播磨国（特に西部）が深い

関わりを持っていたことは間違いないようである。

そして矢野荘には、「播磨国赤穂郡司秦為辰解案」が残されている。⁽¹⁷⁾

そこには、

右謹検案内、至于作田者、致領掌、於官物者、為存公益、始從去年廿日、于今、件井溝遠為宿所、未私宅罷帰、而尽五千余人々劫者也、但

件井、雖有旧跡、為難所罷立、而經年序畢、抑件井溝為体、田口自迄井口遠三十町□、其内土樋渡程五箇所、木樋野渡所五段余、山腰步尾遠穿鑿道事式町余、其内誠無限巖破治所五段許、除六尺余也、是当保

郡入部之每使、檢白者、仍言上如件、望請國裁、任解狀、垂勲功之賞、被令裁定、領知件荒井溝流荒田等者、⁽¹⁸⁾對事狀、以解、

承保二年四月廿八日

大掾秦為辰

という秦氏の活躍が記されている。当史料が偽文書であるという指摘がなされていることを差し引いても、矢野荘々民の意識の中に、開発の基礎を築いた一族として秦氏が生き続けていたことを示す、好史料といえよう。そしてこの荘民の意識と大僻宮の分布とは、必ず関連すると考えてよいだろう。

そこで、再び略図に注目したい。本図の作成にあたっては、「大僻信仰」の広がりの追求を赤穂郡にとどめず、その周辺地域にも広げて実施した。⁽¹⁸⁾ その結果、佐用郡に五社の該当神社を確認し得たのである。これらの全てを略図に落してその分布を観察すると、千種川水系に沿つて分布していることに気がつく。千種川の河口付近には、秦河勝の漂着地と

される坂越があり、分布地の最上流は真盛・山脇である。そして、この最上流地の間近に位置する下徳久の米田橋まで、明治には川舟が往来していたことを特筆しておく。⁽¹⁹⁾ 千種川は流通路として機能していたのである。千種川のこの役割は、中世においてすでに重要な意味を持つていた。貞治二年（一三六三）の「年貢散用状」には、

一斗三升 宝林寺材木持人夫催促雜事十月
二斗八升 同夫材木自坂越浦、赤松へ持之

人夫廿人内半分糧米中二日役

という支出理由が記されている。この時の、坂越—赤松間の材木運搬ルートは、当然千種川を利用した水上輸送であったと考えられる。また、千種川を挟んだ坂越の対岸には木津という地があり、この川が材木輸送の経路であったことの一つの傍証となっている。

これらのことから大僻宮は、流通網に沿つて展開していると見ることができる。⁽²⁰⁾ しかし、人や物の動きに合わせて文化や信仰が広がることに不思議はなく、とすると流通網に沿つて大僻宮が存在することは当然であるともいえる。そこから一步進んで、赤穂郡を中心で分布する神社が、何故大僻宮でなければならなかつたのか、「大僻信仰」が形成される必然性はどこにあつたのか、という点に迫らなければならない。

この点については、東寺学衆方の会議日誌ともいえる「評定引付」を参考にしたい。特にこの「引付」に記された、矢野荘からの損免要求に注目すると、毎年のように要求が出されていることに気がつく。もちろ

表 2

名	建 武 2 年		貞 和 元 年	
	名田名称	反・代	名田名称	反・代
延永清	岩蔵神田	45	岩蔵神田	45
末助真	大僻講田	1	大僻講田	1
善西	岩蔵神田	25	岩蔵神田	25
得增	岩蔵神田	25	岩蔵神田	25
元時	大僻講田	1	大僻講田	1
守常	講田	1	大僻講田	1
恒得	岩蔵神田	40	岩蔵神田	40
近種	岩蔵神田	1	岩蔵神田	10
恒貞	講田	1	講田	1
光成	中河原御神田	1・25	中河原大僻神田	1・25
末智	講田	1	大僻講田	1
善貞	神田	2	大僻講田	1
藏吉	荒山神田	1	大僻神田	2
是藤	講田	2	大僻講田	1
太權	大僻講田	1	大僻講田	2
枝太安	神田	1	大僻神田	1
貞行	講田	1	大僻神田	1
宗宗	講田	1	講田	1
有行	神子田	1	神子田	1
光貞	酒田	5	大僻酒田	5
行貞	講田	1	天満神田	1
伊賀房			大僻講田	1
越前房			天満神田	1
近守	神田	30	大僻神田	30
宗正	大僻神子田	1	神子田	1
近元	大僻神田	1	大僻神田	1
	大僻神子田	1	神子田	1
西光貞	神田	30	大僻神田	30
時延	大僻神田	1・25	大僻神田	1・25
延里	神田	30	大僻神田	30
秦五	神田	1	大僻神田	1
包未	神田	1	大僻神田	2
包真	神田	1	大僻神田	2・40
吉正	神田	3・30	大僻神田	3・30
左近太郎	大僻講田	1	荒人神々田	15
与三入道	神田	15	大僻大般若講	25
孫太郎	講田	1	大僻大般若講	25
輔房			神子田	25
又三郎			若宮神田	5
若狭少				
目				

ん、その全てが実態にあった要求とは考えられないが、東寺が年貢の一
部を免除する場合も多く、天候や天変地異による収穫不良の年は、比較
的多かったとみられる。そして、損免を要求する理由の多くが「水損」⁽²²⁾
であったことに注意しなければならない。

『赤穂市史』の調査によれば、千種川の流れが御し難いものであつた
ことは明白である。最近の一、二〇〇年間の記録を調査した結果、千種

川は一、三年に一度の割り合いで洪水などを引き起こしている。この事
実は、「引付」中の在地の主張を裏付けるものといえるだろう。そして
この調査結果を近世以前にまで逆のばらせることは十分可能であり、一
四世紀においてもまた、千種川水系域が水害の多発地帯であったことは
疑いない。そうした地域の「治水」が、切実な課題であることも当然で
ある。「治水」を望む在地社会の、精神的なよりどころとして高度な治

水技術を持っていたと思われる秦河勝が信仰され、その地域に彼を祭神とする大僻宮が分布したのであろう。

そしてこの「大僻信仰」は一四世紀に入っても衰えない。それは、前頁に示した表⁽²⁴⁾と先の表一とを比較した時、多くの大僻宮関係免田が新たに出現していることからも明らかである。例えば、建武二年（一二三五）には一反であつた包末名内の神田は、貞和元年（一三四五）には二反になつており、その包末名に関する記載は次のようである。

包末名	恒末住東 廿五出五	コセ元 一十
桜田	一反 一反五内	大僻神田 新寄進候了 但実檢注
内小山田	夕二反五 出十五	修理料也
念仏田之由申		
カシワテ	一反 一反	シ水前 内無五 夕冊五 大僻神田
ムレサカイ	一 五	コせ本 新
已上五反廿五内	大僻神田一反 同新寄進一反	
河	無十	
伊垣神田	一 五代	奥山
神子田	一 反	内 無五 夕冊五
山王田	中ソ子 一 反十	河キハ 紀十郎
定三反卅五内	出廿 新廿	

この記載から、新たに一反の神田が大僻宮に寄進されていることが確認

できる。こうした寄進行為の継続は、「大僻信仰」が在地に深く根付いたことを示しているのである。⁽²⁵⁾

さて、第三の鎮守「五社大明神」についてだが、先述したようにその所在地は確認できない。⁽²⁶⁾しかし建武二年以降、当社名は六点の史料に表われ、しかもそれらの全てが起請文なのである。莊民が起請の対象として意識する存在であったわけである。ところが当社に関する記載は、様々な帳簿や記録には表われず、当然関係する免田も確認できない。こうした状況は、「五社大明神」という神社の存在自体を疑う必要を感じさせる。

「五社大明神」の実在を否定した場合、この社名の解釈については二つの解釈があるようと思う。まず第一は、「五社」を「五つの神社」と解釈するものである。表二によれば岩藏・大僻両社の他に免田が認められた神社として、天満・荒山・荒人・若宮の四社が掲げられている。さらに貞和元年の「実檢名寄取帳」の最末尾には、若宮や天満宮が独自に所有していたと思われる名田数が記されている。即ち、

天満宮 一ノ五反

貞和元年十一月八日

(六名連署略)

といふものである。このうち天満宮については、天満宮と大僻宮とに對して宣誓した起請文も存在し⁽²⁸⁾、所在地も明らかであることから、比較的重要な役割を果していたと考えられる。また前掲史料中の山王社も、所在地に関しては明らかであり、また所有名田も天満宮に準ずる田数が記載されているところから、注目すべき神社といえる。表二中にもその社名が見え、所有名田の記載もある若宮については、所在地など一切について不明であるのが現状である。実態が不明である、という点について伊垣神田・神子田も同様である。しかし伊垣神田は、先の「実検名寄取帳」中の吉正名の部分では、大僻神田と同一に扱われており⁽²⁹⁾、大僻宮関係の神田と思われる。また神子田についても、表二中の宗正名が「大僻神子田」という名田を有しているところから、大僻宮との関係を連想させることになる。このように、残念ながら莊内の有力な「五つの神社」を確定することは難しい。しかしここで何社かの神社を検討して明らかになったことは、矢野莊内において大僻宮ほど確立された位置にある神社は他にない、ということであろう。計らずも「五社大明神」の検討から、大僻宮の重要性が確認された。

こうした大僻宮の高い存在意義を裏付けとして、「五社」を「五つの大僻宮」と解釈するのが第二の解釈である。前掲図において示した大僻宮のうち、矢野莊の莊域に属するものは下土井・下田・森の三社であ

る。後世に合祀されたり消滅したりする場合があることを考へると、一四世紀当時の実数を知ることは不可能である。しかし、この地域の「大僻信仰」の根深さを勘案すれば、五社の大僻宮が当時は存在し、それらを「五社大明神」と総称していたと考えてもよいよう思う。しかしもちろんこれは、推論の域を出ない。

以上、矢野莊の鎮守とされる「三社」を検討した。その結果、開発当時から悩まされ、毎年のように「水損」の被害を被つていた在地社会には、「治水の神」としての秦河勝信仰」「大僻信仰」が存在し、展開し続けていたことが確認できた。莊民にとって「大僻信仰」は生活に密着したものだったのである。こうした信仰を持ちつつ生活していた莊民の前に、一四世紀初頭、新領主東寺が出現した。彼らはこの領主とどのように対したのだろうか。次節ではやや信仰から離れ、この点について検討を加える。

二 東寺の支配と在地社会

矢野莊の歴史は、秦氏が開発したとされる久富保が、保延二年（一一三六）に美福門院領として立莊⁽³⁰⁾されたことにはじまる。そして仁安二年（一一六七）には別名が歡喜光院領として分割され⁽³¹⁾（のちに南禪寺領）、一三世紀後期になると、地頭海老名氏の活動が活発化して領家の藤原氏との間で下地中分が実施された。⁽³²⁾その後、正和二年（一一三三）と文保

元年（一三一七）の一度にわたって、矢野荘例名は東寺に寄進されたのである。⁽³³⁾

後宇多院の「密教再興」の願いによって矢野荘を寄進された東寺は、矢野荘支配に積極的な姿勢を示し、元応元年（一三一九）七月には置文を採択した。この時の置文を「元応置文」⁽³⁴⁾といい、この時点で東寺の矢野荘に対する支配方法が確立したとされている。しかし、そこで採択された項目は、「一、所務間事」「一、損亡事」「一、兵糧米事」「一、雜掌得分事」「一、寺用支配事」の五ヶ条であり、所務職の決定方法や年貢の分配に関する内容となっている。これらは、あくまでも東寺内における規定であって、在地支配に目を向けた置文とはいえない。この時点で、東寺支配が矢野荘において確立したとは見なし難いのである。東寺は、矢野荘の荘民とどのように対するかという点については決議しなかった。先にも参考にした「引付」を見てみても、年貢未進に関する評議ばかりが行なわれていたことがわかるのである。

そうした中で東寺は、在地を掌握するために二度にわたって斗代定を実施した。暦応二年（一三三九）⁽³⁵⁾と貞和二年（一三四六）⁽³⁶⁾の斗代定がそれである。東寺はこれらの斗代定とそれに伴う検査をきっかけに在地社会を掌握しようとしたが、実際には荘内の実態はほとんど認識できていなかったものと思われる。

例えば、莊務の最高責任者である給主などの一部の役人以外の、莊官として登用された多くの人々は在地の有力名主であり、彼らは自分達に

有利な行動をとることが少なくなかった。損田を申請する際にも、十町四十四代百姓名字并所帶田數、可注進之由、被仰下之處、背御事書之旨、莅已刈取田頭、遂檢見、結句十町七段注進之條、併依為兩代官

・公文・田所之結構、

といった水増し申請が行なわれる場合があったのである。⁽³⁷⁾ 年貢の確實な収納を最優先とする東寺にとって、この「裏切り」行為は決して容認できないものではなかつた。そこで莊官らは東寺に対する請文の中では、

一、得飽間九郎以下惡党等語、不可違背申寺家、又得百姓等語、不可存不忠私曲事、

という一項を含んだ誓約をさせられたのである。東寺には、在地における莊官らの不忠が百姓らと手を結んだ「得百姓等語」た行為として映り、惡党に協力して東寺に敵対するに等しいとされたのである。

さらに、約月にきちんと年貢が納入されたからといって、忠実に年貢徴収の任についているとは断定できない。つまり、次のような方法が考えられるのである。⁽³⁸⁾

年貢和市、被下上使之上者、以運送時之和市、可立結解、上使相共、載起請詞、可注進申、如近年者、或歲末、或明春、乍令京進、毎度以九・十月和市、令立用之条、公平失墜之基也、所詮、云今度、云向後、堅所被停止也、可存知此旨事、

東寺は、年貢納入に関しては代錢納と現物納の両様を認めていた。⁽⁴⁰⁾ しかし右の史料が指摘するような、収穫期の和市を基準として代錢納を行な

うという行為が頻発したらしく、現物納を命じる場合もあった。⁽⁴¹⁾ 市場に流通する数量が多い収穫期の和市は、当然一石あたりの価格が低いはずであり、東寺にとつては実質的な減収となる。東寺と莊官・莊民とのかけひきといえよう。

また、矢野莊には大小二つの升が存在したことが知られている。暦応四年（一三四一）五月の「西方名主百姓等申状」によれば、公田で用いられる升（公田升）は八合五勺、重藤名で用いられる升（重藤升）は九合五勺であった。即ち公田の一升と重藤名の一升の間には一合の差があるのである。この二つの升の存在理由についてはいくつかの解釈があると思う。重藤升の大きさに注目すれば、重藤名を本拠地とした寺田一族の強力な支配力が指摘でき、その支配慣行に東寺が便乗したとも考えられる。あるいは寺田氏の本拠地であった重藤名から、より多くの年貢を徴収するという罰則的な意味があつたとも考えられる。しかし寺田氏没落後には、東寺側に立つて活躍した実円らの有力名主に重藤名は分割して与えられており、そうした名田から東寺があえて多くの年貢を徴収しようとしたとは思えない。一方、公田升の小ささに注目すれば、新たに領主となつた東寺が、それまで矢野莊に重大な影響力を持つていた寺田氏よりも深く莊内に定着するため、公田の升を小さく設定せざるを得なかつた、とも考えられる。

大小二種類の升の存在は、年貢徴収を請負う莊官にとつては、自らが利益を獲得するための一つの抜け穴でもあつた。例えば、大小の升の違

い目を莊官らが分割して着服してしまう、などということは容易に想像がつく。⁽⁴²⁾ 実際に、莊官らは次のような問題を引き起こしているのである。⁽⁴³⁾

公田方器物与重藤十六名器物、大小有之云々、而与公田方一具、令立用之条、不可然、所詮、自今以後、公田并重藤名等、各別可結年貢事、年貢徴収に際して、公田升が用いられて全莊的な年貢算定が実行され、年貢米の徴収量と東寺への進上量に差が生じ、これを莊官らが着服したのであろう。あるいは莊官と農民とが結束して年貢の実質的な軽減を計るという「得百姓等語」の行為をとつた場合もあつたかもしれない。こうした莊官らの行動に手を焼いていた東寺であつたが、加えて武士の莊内への浸透も自ら許してしまう。東寺は、給主職をめぐる争いの中で強行な態度を取り続ける深源僧正に対し、次のような処置をとることにした。⁽⁴⁴⁾

当庄学衆方所務事、宝嚴院大僧都房、不相待 聖断落居、差下代官、語惡党人等、濫妨地下之条、太以不可然候、仍撫川伊勢房、為上使、被差下候、

宝嚴院大僧都（＝深源）らの武力に對して、「守護方有縁之仁」である撫川伊勢房を上使として雇つたのである。ちなみにその「契約」料は三〇石であった。⁽⁴⁵⁾ そしてこの契約は、実円が東寺に、撫川伊勢房を上使に推薦したことからはじまっている点が特に興味深い。⁽⁴⁶⁾ 莊民と武士が、在地において密接な関係を持っていたことを示している。そしてこのよう

にして東寺支配への介入をはじめた武士の動きは、次第次第に激しさを増し、ついには荘内の安全を楯に所務職を要求するまでになるのであつた。⁽⁴⁹⁾

荘民が荘内の安全保障を武士に求めざるを得ないという状況は、日常的な荘内の秩序維持も東寺には頼れないということにつながる。そして、日常的な荘内秩序を乱す最大の原因是、名田の所有権などの権利をめぐる荘民相互の争いだろう。そうした相論は、権利が移動する場合にしばしば発生する。多くの場合権利の移動は、領主に了解させるために、なるべく合法的な理由を必要とした。または、矢野荘において寺田悪党の活動を鎮静化させて彼らを排除しつつある時期には、比較的多くの新名主の補任に対して東寺自身が介入している。しかしこうした「非常事態時」以外の場合、次のような文書が残されたことが多かった。

讓渡貞延名・重藤成円之分両名之間事、

副渡
寺家御下知并坪付共ニ三通
負物之状一通

右件名田畠者、成円之相伝之私領也、然之間、依為親子之契約、致元令相伝之處也、就其、友心御房ニ兄弟之契約を仕候間、相副本証而、限永代、令讓渡之處、在地明白也、若又号成円譲而、出帶文書者、任本証文之旨、於公方、可被所罪科者也、仍讓之狀、如件、

康安二年二月十日

即ち、親子あるいは兄弟となる「契約」を交わすことによつて、名田の

権利を移動させるのである。そしてこうした「契約」が成立した場合、領主は認可せざるを得なかつた。⁽⁵¹⁾ 荘内においては、「契約」によつて一族となることが、新たに名主となるための最大の根拠であつたと考えてよい。

しかしその一方で、年貢等の負担については一族内で連帶責任を負わされていた。次の二史料が好例である。

〔端裏書〕 請申 矢野庄名主信阿弥所進用途事

合拾貫文者、

右、来月十日以前、可直納寺庫、若違越日限者、信阿弥・実円相共、可被召放名田之状、如件、

延文四年三月廿三日

〔端裏書〕
〔実円請文〕 請申用途事

合八貫文者、

右、信阿弥所進分相残五貫文并実円沙汰分相残參貫文、来廿日以前、可致其沙汰候、若令懈怠候者、就名田、可有御沙汰之状、如件、

延文四年五月一日

この史料中の実円と信阿弥は血縁関係にあり、このため実円が信阿弥の科料の一部を肩代わりしたらしい。矢野荘では、一族を中心とした結合によつて荘内の秩序が保たれていたと考えられる。

致元（花押）

このように、矢野荘内における東寺の影響力は思いの外に小さいもの

だつた。その一方で莊民は、血縁關係を中心にして莊内の秩序を維持し、莊民であると同時に莊官でもあるような莊民は、自らの利益を追求するために他の莊民に近い立場をとることもあつた。「得百姓等語」ることは、日常的な行為ともいえたのである。

しかし、いかに血縁を中心に結束していたとしても、他の一族との連合があいまいであればその結果は逆効果にもなり得る。そのあいまいさを、必ず領主は突いてくるはずだからである。ところが矢野莊においては、寺田悪党に対しても東寺に対する損免要求に関しても、きわめて強いまとまりを見せている。彼らが結集する根拠は、互いの利益を越えたものである必要があり、そうした存在として矢野莊において第一に掲げられるのが「大僻信仰」であろう。そこで「大僻信仰」の拠点である大僻宮が、莊民の生活とどのように関わりあつていたのか、という点について次節で明らかにしていく。

三、一三日講の役割

矢野莊の莊民に大僻宮がどのように吸収されていたか、ということは、大僻宮の諸職を所有した人々を手がかりとしていくことで明らかになつていくと思われる。そしてその所有者としてまず第一に掲げられるのが、寺田氏である。寺田範兼は、正和二年（一三一三）の譲状の中で、⁽⁵⁵⁾ 一、播磨國矢野庄重藤名地頭職、田畠、山林、例名公文職、大僻宮別

当・神主・祝師職等事、

一、同国坂越庄内浦分堤・木津村畠武町地頭職事、

一、備前国光延・国富両名内屋敷壱所并田畠⁽⁵⁶⁾ 別紙付在事、

一、摂津国頭陀寺地頭職内友定・四郎両名事、

と、その所領や諸職を列挙している。在地領主としてある時期大きな影響力を誇った寺田氏は、莊官としての地位の他に、大僻宮の諸職を独占していたのであった。

また秀恵という人物は、觀応元年（一三五〇）の「引付」に、⁽⁵⁷⁾

大僻宮別當職秀惠所望事、

別當職名字不可然、可為住持職歟、但重可有沙汰矣、

とあるように、大僻宮の「住持職」を望んでいた。そして同年五月には、彼に対して「大僻宮大般若田等奉行事」が命じられ、延文二年（一三五七）にはすでに「大僻宮住持職」を所有していることから、秀恵の望みはすぐになされたものと思われる。ちなみに秀恵の前任者は矢野莊の所務職を所有していた良朝律師⁽⁵⁸⁾であり、莊内の有力者が所有する職であつたことが知られる。秀恵もそのことを承知で望んだのであろう。彼はその後、莊官として長く矢野莊内に力を持つことになる。⁽⁵⁹⁾

さらに弁阿闍梨快真は、「大僻宮神主職」を有して、⁽⁶⁰⁾ いた。彼は、第一節で若干触れた小林一族の貞次名をめぐる紛争を仲裁した人物である。そしてその相論を解決した際に、年貢の納入を約束して「若背請文旨

者、就大僻宮神主職^(吉正)、可預殊御沙汰者也」と宣誓したのである。これによつて彼が「大僻宮神主職」を持つていたことが判明するわけだが、その職に付属して記されている「吉正名」とはどのような性格の名田なのだろうか。貞和元年の「田地実検名寄取帳」(一)と「畠并栗林実検名寄取帳」(二)には、次のように記載されている。

(一)吉正名

下カウタ	一廿	大僻神田
東柿平	無五	
一ノ一反卅内	歹一反廿五	
下カウタ	一ノ一反廿	大僻神田
大僻宮前	大僻神田卅	河卅
一ノ一反十内	歹一反	
北土井	伊垣神田ト申	
一ノ十		
吉正名		
當前		
一ノ一反内	不冊	
宮前		
卅	元岡	大僻ス、ハキ免之由申
已上一反卅内	不冊	新畠卅

この二史料によつて、吉正名の大部分が大僻宮の免田となつてゐること

と、その所在地が大僻宮の「宮前」であったこと、などを知ることができる。こうしたことは、吉正名が「大僻宮神主職」に属した名田であることを示しており、当名を所有することが大僻宮の掌握に直結するのであつた。そしてこの吉正名が、矢野莊全体の中で「重藤一六名」と呼ばれるグループに属していることも、重大な意味を持つのである。

この意味を明らかにするため、今再び寺田悪党の行動について検討する。寺田法念は、領家と地頭が下地中分を実施した際に、以下のようない行動をとつたと「沙弥法蓮書状」によつて指摘されている。

たゞし法念かしけふちと申候名をもちて候なるに、せんりやうけ、ちとうとちうふんのとき、よく候なる名を十四、五名、かのしけふち名にひき入て候なるあひた、庄へんふんあまりハ、いかふ法念かしんたひにて候、

下地中分の混乱に乗じて、「よく候なる名を十四、五名」押領していたのである。この一四、五名が「いかふ法念かしんたひにて候」となり、法念はそれ以前に「しけふちと申候名をもちて」いたことを考え方あわせる時、これらの名が法念の準支配地域となつたことを示す名称として、「重藤一六名」と呼ばれたものと思われる。これについては、正安元年の「実検取帳案」には後に「重藤一六名」として一括される名々が、重藤名とは別個の名として記載されており、「重藤一六名」が重藤名から分立・独立した名ではないことからも裏付けられる。こうした名の中に吉正名が含まれていたということは、寺田氏に限らず、莊内の有力者に

とつて当名が魅力のある名田であったことを示している。その魅力とは、収穫量が豊かであったというような側面ではなく、大僻宮に直結した名田であったということに他ならない。寺田氏にとって吉正名は、「大僻信仰」を完全に掌握することで荘内の地位を固めようとした際に、必要不可欠な存在なのであった。

そして大僻宮を掌握するということは、当然大僻宮で行なわれた三日講⁽⁶⁴⁾をも管理下にいれることを意味する。しかし、荘民の信仰の中心地で行なわれた一三日講の内容について知る手がかりは、きわめて少ない。唯一、応安二年（一三六九）三月一五日の「西方上村名主百姓等申状并連署起請文」のみといつても過言ではない。

〔端裏書〕
〔百姓等起請注進 至夷内無罪科問事 応安二三十五〕

東寺御領矢野御庄西御方上村名主百姓等畏申上候、抑當庄依真未^(マ)名々代藤内三郎訴訟、輔房追放事ニ御書下候土夫、輔房上洛之条、不便之次第候、就中、上村貞次名、就勘料之未進、自庄家、小分之代訪申候之處、彼藤内三郎背惣儀、散々依致惡口候、可除衆中由申候之處、結句抜刀、彼仁刀も不持仁ニ向候之間、為逃身難、打払て候事、庄家無隱候之處ニ、成訴人申之条、歎入候、是程事、可成御沙汰分者、輔房こそ可申子細候、彼藤内三郎打違て依申奸曲、如此、被仰下候事、不便之次第候、

右の部分では「一三日講事件」の経過を説明しており、さらに続けて実円の助命を歎願している。これによるとその日は、貞次名の「勘料之未

進」について、東寺から「小分之代訪申」されたので評議したところ、藤内三郎はその決定を不満として悪口をはいた。このため「衆中」から除名しようとしたところ、拔刀して切りかかったのである。こうした経過から、当日の講の議題が貞次名名主の税不払いに關するものであったことが判明する。つまり一三日講は、税や年貢の納入状況を把握し、ここでの決定がその納入に大きな影響を与えたのであった。そして東寺側も、荘民との交渉窓口として一三日講を意識していたものと思われる。

しかし、荘民の総意をとりまとめる役割を果して了一三日講も、一枚岩の結束を誇っていたわけではなく、講の決定に関して抜刀してまで抵抗しようとする者も存在したのである。こうした現象は、一三日講の役割の一つが少数意見を排除して荘民の「総意」を作りあげるものであったことを示している。しかしその「総意」は、真に荘民全体の意見であるはずではなく、講に参加できる（「衆中」に入れる）荘民の多数意見にすぎなかった。そして「衆中」に加入するための条件としては、荘内に「大百姓」と「小百姓」という認識が存在したことから、名田を多数所有する「大百姓」であることが基本的なものだったと考えられる。つまり一三日講は、荘民の「総意」を決定する機構』「大百姓」層の意志を強要する荘内の支配機構であったのである。

このような機構の存在を助けたのは、外的には、寺田悪党をめぐる闘争と東寺支配の不徹底さであった。荘民らは悪党との闘争によって結束し、東寺支配の下でその結束をより強めていったのである。また一方で

内的な要因として、「大僻信仰」があげられるだろう。一三世紀後期から存在が確認される大僻宮の講田は、東寺領以前からの講の存在を示しており、その背景には、矢野荘周辺の「治水」問題が存在したのである。「大僻信仰」は、「治水」の神として秦河勝を崇拜することからはじまつた。荘民はこの信仰を接点として、大僻宮で行なわれた一三日講での決定に服従したのである。

おわりに

以上、矢野荘における一三日講の意義について検討した。その結果、矢野荘を含めた赤穂郡を中心に「大僻信仰」の広い分布が確認され、その信仰の背景には、千種川水系をめぐる「治水」への強い願望が存在していた。そしてこの信仰を裏付けとして行なわれた一三日講の決定は、「惣儀」として重視されて全荘民の意志とみなされたのである。

このような一三日講が実施された大僻宮は、荘内において強い指導力を發揮しようとする存在にとって重要な意味を持った。彼らは大僻宮に関する諸職を所有することを望み、さらには大僻宮をめぐる所領の獲得も模索したのであった。大僻宮を手中に収めることが矢野荘を掌握する最も早い方法であり、かつ不可欠な条件なのであった。

このような状況を確認した上で、本稿の冒頭で触れた寺田法念の矢野荘への侵入経路について検討したい。即ち、なぜ寺田悪党は坂越荘の飽

間泰繼の宿所から侵入したのか、という点についてである。坂越という地は、秦河勝の播磨国漂着地伝承が残されている地であり、「大僻信仰」の中心地であると考えてよいだろう。そしてこの地は、往々にして坂越浦ばかりが注目されるが、浦ばかりでなく千種川流域も「坂越」であることを忘れてはならない。寺田氏が一部地頭職を有していた木津村も千種川流域にあつたのである。そしてこの「木津」では、坂越から赤松への材木輸送に代表されるような流通・交易が営まれていたと想定され、あるいは浦よりもこの地域こそ重要な地点であったかもしれない。さらに信仰の観点から、千種川側から浦側へ通じる道のわずかな高処が、「鳥井峠」と名付けられていることにも注目したい。鳥井＝鳥居と考えれば、流通拠点の木津から鳥井峠を越えて大僻宮へという経路が浮かび上がってくる。坂越浦の大僻宮では現在でも、秋に生島への船渡りの神事が行なわれており、この神事に「海上他界」の意味を見るのも可能であろう。こうして考え合わせると、坂越浦は「大僻信仰」の聖地であった、と考えられるのである。即ち寺田悪党は、矢野荘内に乱入するに際して、荘民が精神的なよりどころとした「大僻信仰」の聖地を経由することによって、自らに大僻宮の使者としての性格を附加したのではないかだろうか。「大僻信仰」を軸として結集する矢野荘に入れるために、彼らを圧倒する「権威」を身に付ける必要があった。⁽⁶⁸⁾そしてその「権威」は、「大僻信仰」の中心地である「坂越」から行動をおこすことによって得られる、と考えたのではないだろうか。

注

- (1) 主な論文に、宮川満「播磨国矢野庄」(『庄園村落の構造』)、上島有「鎌倉時代の播磨国矢野庄について」(『古文書研究』七・八合併号)、笛木紀子「損免要求と莊家一揆」(『法政史学』三四)、榎原雅治「莊園解体期における莊官層」(『史学雑誌』九四一六)などがある。
- (2) 主な論文・著書に、福田以久生「播磨国矢野庄における寺田悪党」(『歴史学研究』一五三)、小泉宣右「播磨国矢野庄の惡党」(『国史学』六二)、佐藤和彦『南北朝内乱史論』、拙稿「惡党与同人の一形態」(豊島区立郷土資料館研究紀要『生活と文化』五)などがある。
- (3) 正和四年七月日「摂津國御家人安威勝王丸代覺忍重申状案」(『東寺百合文書』カ函二九。以下京都府立総合資料館所蔵『東寺百合文書』については番号のみを「カ一二九」のように記す)。
- (4) 正和四年一月日「南禪寺領別名雜掌覺真申状案」(『東寺百合文書』カ函二九)。
- (5) 現在は「大避神社」と呼ばれているが、本稿では史料中に用いられる「大僻宮」を使用する。
- (6) 「『三日講事件』については、前掲注(1)笛木論文、注(2)佐藤著書の他に馬田綾子「莊園寺社と在地勢力」(『中世寺院史の研究』上)などが詳しい。
- (7) 「石藏大明神修理田宛行状案」(ヲ一四四一)。
- (8) テ一八。以下「実検取帳案」とする。
- (9) 本表は、「実検取帳案」と同時に、正安元年一二月一四日「例名東方地頭分下地中分々帳案」(ミ一八一)に見える岩藏・大僻両社の神田・講田をも抽出して表化した。これによつて、領地方に属する神田・講田がきわめて少ないことが明らかとなる。また田地の単位についてであるが、表一・二共に「反」(一五〇代で計算されている。本来この単位は米五升(穀は一石)が収穫できる範囲を一反としたものであるが、本莊ではこうした基準には立っていない。
- (10) 「中世村落と庄家の一揆」(『中世の権力と民衆』)。
- (11) 永和元年八月日「小林信家陳狀」(ヨ一五七一)。
- (12) 図中、千種川水系と大僻宮および秦河勝が祭神となつてゐる神社の所在地を、簡明に示すことを心がけた。枠付けきの地名は、その他の重要な地名である。
- (13) 主なものに閑晃「帰化人」、平野邦雄「秦氏の研究」(『史学雑誌』七〇一三、四)、井上満郎『渡来人』などの研究がある。本稿では特に注記しない限り井上氏の著書を参考にした。
- (14) 『兵庫県神社誌』。
- (15) 『増補新訂 国史大系 政事要略』。
- (16) 『日本古典文学大系 歌論集・能楽論集』。
- (17) キ一五一三。
- (18) 『相生市史』の調査をベースとして、前掲注(14)を用いて摘出した。
- (19) 『佐用郡誌』。
- (20) 貞治二年二月日「重藤名学衆方年貢等敷用状」(ヨ一六)。
- (21) この点は山陽道などを視野に入れて、陸上経路の面から検討しても補強できるが、本稿では特に千種川水系の働きを強調しておきたい。
- (22) 康永四年四月二日「公文藤原清胤・田所脇田昌範連署未進年貢請文」(テ一四)。
- (23) 例えば貞和五年(一三四九)や貞治四年(一三六五)は「水損」であった。
- (24) 建武二年一〇月日「例名西方内検名寄取帳」(サ一六)と貞和元年一二月八日「例名西方田地実検名寄取帳」(ミ一五)の中の、神社に関する免田を検索し一覧表とした。
- (25) 馬田氏はこの点について前掲論文で、「東寺は寺田氏を最初に退けた元応元年(一三一九)以後、重藤名の解体に着手するが、その作業と併行して新たな講田を設定したのではないだろうか。」とされている。
- (26) やや地域が異なるが、赤松には「五社八幡神社」の存在が認められる(『兵庫県神社誌』)。この神社は赤松氏の崇敬が厚かつたとされており、あるいは矢野莊への武士勢力の浸透を示しているとも考えられるが、各起請文に「当莊五社大明神」とあることから、本稿では矢野莊内に「五社大明神」が存在したと

する立場に立つ。

- (27) 建武二年九月二一日「田所僧昌範起請文案」(サ一八一)、貞和二年三月二七日「某起請文案」(オ一二二)、貞和五年九月二一日「政所秀恵・同成円等連署起請文」(東京大学史料編纂所所蔵『東寺百合文書』影写本よ之部(四))、貞治六年九月日「名主百姓等連署起請文」(オ一四八)、応安二年三月一五日「西方上村名主百姓等申状并連署起請文」(よ一三八)、康暦元年一二月日「政所秀恵・同井上道円等連署起請文」(『教王護國寺文書』五七四)。
- (28) 例えば、応安元年三月三〇日「快秀所務請文」(ヤ一三一)など。
- (29) 第三節で提示する貞和元年の「実檢名寄取帳」のうちの吉正名部分参照。
- (30) 保延二年二月一一日「鳥羽院序牒案」(『白河本東寺百合古文書』八六)。
- (31) 仁安二年一二月日「左馬允菅原某請文案」(『白河本東寺百合古文書』八六)。
- (32) 前掲注(9)。
- (33) 正和二年二月七日「後宇多院宸筆莊園敷地等施入状」(『東寺文書』御宸翰四)、文保元年三月一八日「後宇多院宣」(こ一四五)。
- (34) 元応元年七月日「法印権大僧都教嚴等連署置文」(ト一)一七)。その後この置文に関しては、連署者が八名であったことから無効であるという決議がなされている。(貞和四年「学衆方細々引付」(ム一)一一)。
- (35) 暦応二年八月日「例名西方田畠斗代定帳」(ロ一四)。
- (36) 貞和二年四月一〇日「例名西方実檢并斗代定名寄帳」(ロ一七)。
- (37) 康永三年「学衆評定引付」(天地一)。
- (38) 延文二年五月一八日「兵衛尉家兼田所職請文」(テ一)一一〇)。
- (39) 康安元年「学衆方評定引付」(ム一)三八)。
- (40) 康永元年一月一八日「上使友実起請文」(テ一)一一〇)。
- (41) 貞和四年「学衆方評定引付」(ム一)一〇)。
- (42) サ一八一。
- (43) 応安元年三月三〇日「快秀所務請文」(ヤ一三一)などで、こうした行動がとられたことをうかがわせる。
- (44) 前掲注(39)。
- (45) 観応元年「学衆奉行引付」(ム一)一四)。
- (46) 観応元年「学衆方評定引付」(ム一)一一〇)。
- (47) 観応元年「学衆方評定引付抜書」(天地一六)。
- (48) 前掲注(46)。
- (49) 文和二年「学衆評定引付」(ム一)一七)。
- (50) 「致元名主職讓状」(カ一五一)一六)。
- (51) 先述したように、非常時に発生した欠所や、正当な手続きをとらぬ間に欠所となってしまった名田を所望する際には、東寺の認可が必要であった。東寺としては同一人物に名田が集中することを嫌い、十分な調査が行なわれたようである(貞治六年「学衆評定引付」(ム一)四三))。
- (52) 「実円料足請文」(テ一)四〇)。
- (53) 「実円請文」(ウ一四〇)。
- (54) 実円に関しては、網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』に詳しい。
- (55) 正和二年九月一二日「寺田範兼重藤名地頭職等讓状」(せ武一八)。
- (56) 前掲注(46)。
- (57) 延文二年五月一八日「僧秀恵田所職并種近名名主職請人請文」(テ一)三六)。
- (58) 前掲注(47)。
- (59) 秀恵については、前掲注(6)馬田論文に詳しい。
- (60) 永和元年九月一〇日「弁阿闍梨快真例名西方貞次名請文」(よ一五八)。
- (61) 貞和元年一二月八日「西方畠并栗林実檢名寄取帳」(ロ一)八)。
- (62) 前掲注(22)中の貞和元年の史料参照。
- (63) 年未詳二月一四日「沙弥法蓮書状」(テ一)一九〇)。
- (64) なぜ大僻宮では講を一三日に行なわなければならなかつたのか、という点については明確な解答を持たない。しかし、秦氏が機織技術集団であったといふ伝承が、播磨国に生きていたことは注目に値する。即ち、養蚕の神として虚空を信仰する場合があり、この虚空は一三仏信仰中の第一三の神であった。秦氏をめぐって「一三」という数字が表わされるのであるが、矢野莊と虚空

藏信仰を結びつけるために、さらなる検討が必要である。

(65) よ一三八。

(66) 前掲注(63)によれば、毎年一月一四日までに年貢を全納することになつてゐた。一月の一三日講によつて、年貢に関する手続きを終えた、とも考えられる。

(67) 前掲注(35)。前掲注(37)によれば、「大百姓」と「小百姓」は次のよう

に認識され、対応されている。

損免支配事、小百姓等所帶田數不幾之處、皆損之条不便之間、以別儀、所有御免也、大百姓所帶田數巨多之内、於令損亡者、更不可有御免之儀、以此趣、可致憲法沙汰之由、可有御下知候、又条々可被相尋子細等候、公文・田所并兩代官之内一人、來月十日以前、可令參洛由、同可被仰下候、

(68) 本稿では十分に言及できなかつたが、莊内における「講支配」と在地領主寺田氏の支配の関係は注意すべき点であろう。寺田氏のような存在が「衆中」の一員であり得たのか、という点を含め、寺田悪党対講組織という構図も想定する必要があるだろう。

〔付記〕

本稿脱稿後、稻葉繼陽氏の「中世社会の年貢取納術」(『日本史研究』三七五)が発表された。矢野莊の公田升と重藤升についても詳しく述べられており学ぶべきところが多かつたが、残念ながら本稿にはその成果を十分に生かすことができなかつた。